

北海道民生委員児童委員連盟 災害時対応ガイドライン

平成31年3月5日策定

第1章 目的及び性格

(目的)

第1条 このガイドラインは、公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟（以下「本連盟」という。）が大震災等の大規模災害（以下「災害」という。）発生において、取り組むべき事項等の基本的行動指針を定めることを目的とする。

(ガイドラインの性格)

第2条 このガイドラインは、あくまで取り組むべき事項に関する行動指針であるので、臨機応変かつ柔軟性が求められる災害対応では、必ずしもこのガイドラインによる硬直的な対応にならないようその状況に応じた対応を第一の指標とする。

第2章 初動対応

(個別初動対応)

- 第3条 台風や豪雨等、その被害が予見できる災害においては、被災想定市町村の民児協への連絡体制の確保や想定される支援を協議するなど、即時対応できるよう努める。
- 2 本連盟職員は、災害発生時において、まず何よりも自分と家族の安全確保と安否確認を優先する。出張先や早朝夜間深夜帯等、事務所に不在の場合は、自己の状況を事務局長に報告する。
 - 3 早朝夜間深夜帯等、本連盟事務所に職員が不在の際、その必要性に応じて、本連盟事務局長は出勤可能な職員を緊急的に招集する。
 - 4 本連盟事務局長は、事務所の被害状況を把握し会長へ状況報告する。
 - 5 連絡方法に関して、一般電話回線が使用できない場合、携帯電話や電子メール、災害伝言ダイヤルの活用等、予め非常時に備えた通信手段の準備をする。

第3章 初期対応

(災害状況の情報収集)

第4条 本連盟は、被害や避難所の開設状況など、民生委員児童委員並びに主任児童委員（以下、「民生児童委員」という。）が行う救援活動に必要な情報の収集を行う。

(各関係機関との連絡調整)

第5条 本連盟は、被災地における円滑な民生委員児童委員活動の円滑な展開を目的として、次の関係機関との連絡調整を図る。また、状況に応じて、本連盟職員を北海道災害ボランティアセンター（以下、

「道災害V C」という。)の初期支援チーム(先遣隊)に参画させ、より詳細な被災状況把握並びに民生児童委員活動の後方支援内容を協議、検討する。

- (1) 北海道災害対策本部
- (2) 北海道保健福祉部福祉局地域福祉課
- (3) 北海道災害ボランティアセンター
- (4) その他連絡調整が必要な機関・団体

(発災初期における民生児童委員活動の支援)

第6条 本連盟は、発災初期において、被災地域の民生委員児童委員活動を支援することを目的に、災害発生当初には次の取り組みを行う。

- (1) 災害救援活動に必要な財源的支援

全国民生委員児童委員連合会「民生委員・児童委員災害救援活動支援金」制度、並びに「被災地民児協支援募金」運営制度の活用や本連盟「北海道民生委員児童委員災害時住民救援活動支援金」(以下、「支援金」という。)により、被災の規模に応じた民児協活動の財源的支援を行う。本連盟支援金の助成については、別に定める要綱による。

- (2) 互助共済制度等、制度利用にかかる情報提供

被災地域民児協に対して、本連盟民生委員児童委員互助共済事業や支援金制度の申請等に関する情報提供をFAX通信、電子メール等その時点で使用できる通信手段により速やかに行う。

- (3) 民児協組織運営に関する現地調査及び支援

道災害V Cの初期支援チームに参画し、災害発生時に民児協機能が一時的に停滞ないしは停止の状況を把握する。その結果、必要に応じて本連盟職員を派遣し、民児協組織運営や民生児童委員に対して活動に関するアドバイザー等、支援にあたる。

- (4) 道災害V Cとの連携並びに情報共有

道災害V Cと綿密な情報共有を図り、民生児童委員活動に必要な支援の協議を行い、広域的な支援組織として合理性の高い連携を図る。

第4章 災害復旧時以降の対応

(被災地域民児協からの報告)

第7条 本連盟は、災害復旧時以降において、被災地域の民児協に対してその活動状況の報告を依頼し、その結果を集約のうえ報告書を作成する。

- 2 被災地域の民児協からの報告の結果、さらに財源的な支援の必要性を認めた場合、支援金運営要綱の定める基準により追加助成を検討する。

(災害対応に関する検証)

第8条 前条により作成した報告書をもって、本連盟理事会において災害対応に関する検証を行う。

- 2 前条第1項の報告書並びに同条前項の検証結果については、本連盟文書処理規程第10条に規定する第1種(永年保存)として取り扱う。

第5章 平常時における取り組み

第9条 本連盟は、平常時における事前準備として、本連盟が実施する事業において、以下の事項を意識的に包含した取り組みに努める。

- (1) 全民児連「民生委員・児童委員による災害発生時要援護者支援活動に関する指針」の普及・啓発
- (2) 本連盟発行「北海道版災害に備える民生委員児童委員活動ハンドブック」を活用した研修プログラムの開発及び実施
- (3) 地域支援調査（住民支え合いマップ調査）事業の普及・啓発
- (4) 民児協活性化事業を通じた民児協組織の基盤強化
- (5) 災害時における民児協事務局支援のあり方に関する研究
- (6) 市町村民児協と社会福祉協議会の日常的な連携に関するモデルの開発
- (7) その他、本連盟会長が特に必要と認める取り組み

第6章 その他

（ガイドラインの改定）

第10条 第8条第1項の検証結果、必要と認められる場合は、本ガイドラインの改定を行う。

（本連盟職員の行動基準）

第11条 災害発生時における本連盟職員の行動基準は別に定める。